

安全・安心な修学旅行実施のためのバス・タクシー増車支援事業
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県（以下「県」という。）で実施される修学旅行において、新型コロナウイルス感染症対策として、感染リスクの低減を図るために必要な追加経費を予算の範囲内で支援し、安全・安心な修学旅行の実施を図るため、必要な事項を定める。

(事務取扱者)

第2条 県から本事業を委託された一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）が事務の取り扱いを行う。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 修学旅行

学習指導要領に定める学校行事で「旅行・集団宿泊的行事」のうち宿泊を伴うものをいう。

(2) 学校

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（1～3学年）、専修学校の高等課程をいう。

(3) 旅行会社

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により旅行業の登録を受けた者をいう。

(4) 貸切バス

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定により一般旅客自動車運送事業の許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業の自動車をいう。

(5) タクシー

前号の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業の自動車をいう。

(支援の対象となる修学旅行)

第4条 以下の要件を満たす修学旅行を対象とする。

(1) 県外の学校が実施する、県内を旅程とする修学旅行。

(2) 令和3年10月8日から令和4年2月28日までの間に実施される修学旅行。

(3) 県内旅程中に児童又は生徒の感染リスク低減を図るため、貸切バス又はタクシーの台数

を増車する修学旅行。

(支援金の支給対象となる者)

第5条 本事業の支援金支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内で修学旅行を実施するため、学校から依頼を受けて旅行を企画、手配する旅行会社
- (2) 県内で修学旅行を実施するため、旅行の企画、手配を自ら行う学校

(支援金額及び支援限度額)

第6条 支援金の支給対象となる内容、支援金の額、上限額及び増車上限台数は別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする

(支援金の申請)

第7条 支援金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）は、申請書(様式第1号の1)に次の各号に掲げる書類を添えて、旅行出発日から起算して10日前までにOCVBへ提出するものとする。ただし、令和3年10月8日から同年11月30日に実施された修学旅行は、令和3年11月30日から30日以内に申請書を提出するものとする。

- (1) 貸切バス等支援に係る追加経費内訳書（様式第1号の2）
- (2) 貸切バス増車支援に係る乗車率内訳書（様式第1号の3）
- (3) タクシー増車支援に係る乗車率内訳書（様式第1号の4）
- (4) 誓約書（様式第1号の5）
- (5) 学校長の承諾書（様式第1号の6）

(申請受理)

第8条 OCVBは、前条の申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で支援金を決定し、申請受理通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(申請額の変更等)

第9条 支援金申請額の変更（軽微な変更を除く）、中止、取り下げをするときは、変更申請書（様式第3号）をOCVBに提出し、その変更申請受理通知書（様式第4号）を受けなければならない。

(実績報告書)

第10条 申請者は、支援金の支給対象となる修学旅行が終了したときは、実績報告書（様式第5号の1）に次に掲げる書類を添えて、旅行が終了した日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月11日のいずれか早い日までにOCVBへ提出しなければならない。ただし、令和3年10月8日から同年11月30日に実施された修学

旅行は、令和3年11月30日から30日以内に実績報告書を提出するものとする。

- (1) 貸切バス等支援に係る追加経費最終内訳書（様式第5号の2）
- (2) 貸切バス増車支援に係る乗車率最終内訳書（様式第5号の3）
- (3) タクシー増車支援に係る乗車率最終内訳書（様式第5号の4）
- (4) 実施予定の修学旅行に係る旅程表、旅行代金請求書及び内訳書
（貸切バス、タクシー料金の詳細が分かるもの）
- (5) その他、OCVBが必要と認める書類

（額の確定）

第11条 OCVBは前条の報告を受けた場合、実績報告書等の書類の審査し、適当と認めるときは、支援金額を確定し、支給決定通知書（様式第6号）にて申請者に通知する。

（請求書の提出）

第12条 前条の通知を受けた申請者は、支援金の請求書（様式第7号）をOCVBに提出し、支援金の支給を受けるものとする。

（帳簿等の保存）

第13条 申請者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

（支援の取り消し等）

第14条 OCVBは、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

- (1) 法令、本要綱に違反した場合
- (2) 虚偽その他不正な手段により支援金の支給の決定を受けたとき
- (3) 支給決定後、生じた事情の変更等により、支給の対象となる修学旅行の全部又は一部を継続する見込みがなくなった場合
- 2 OCVB又は県は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する支援金が支給されているときは、期限を付して支援金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の命令を受けた申請者は、OCVB又は県が指定する期日までに支援金を返還しなければならない。
- 4 OCVBは第1項の規定により、支給決定の取り消し又は変更したときは、その旨を速やかに受給者に通知するものとする。

(事業の終了)

第 15 条 支援金の支給決定額が予算額に達した場合は、その時点で本事業の申請受付を終了する。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるものの他、支援金の支給に関し必要な事項は、県と OCVB が協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は令和 3 年 10 月 29 日から施行する。

別表第 1 (第 6 条関係)

区 分	貸切バス増車支援	タクシー増車支援
支援対象期間	令和 3 年 10 月 8 日から令和 4 年 2 月 28 日までの間に県内で実施される修学旅行	
支援内容	1 台あたりの乗車率が 5 割を超えている場合に、乗車率を減少させるために行うバスの台数増等に伴う追加経費 ※乗車率を減少させるための区分変更(例:小型→中型)も可能	1 台あたりの乗車率が 5 割を超えている場合に、乗車率を減少させるために行うタクシーの台数増等に伴う追加経費 ※乗車率を減少させるための区分変更(例:小型→大型)も可能
支援額	1 日 1 台あたり 30,000 円	別表第 2 のとおり
増車上限台数	追加台数の上限は別表第 3 のとおり	1 台あたりの乗車人数は原則 2 人以上となるように増車していること。 増車の結果、乗車人数が 1 人となる場合については、1 台まで認める。

別表第 2 (第 6 条関係)

	運賃	支援額
タクシー増車 1 台あたり	20,000 円以上	10,000 円
	10,000 円以上 20,000 円未満	5,000 円
	10,000 円未満	支援なし

別表第 3 (第 6 条関係)

団体人数	バス増車上限台数
1 人～40 人	1 台
41 人～120 人	3 台
121 人～200 人	5 台
201 人～280 人	7 台
281 人～360 人	9 台
360 人～	10 台